

令和5年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和５年７月３１日（月） 午後４時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

- 議案第 30 号 農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第 31 号 農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第 32 号 農地法第４条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 33 号 農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第 34 号 農地法第５条の規定による許可の取消願について
- 議案第 35 号 農地法第５条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 36 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

- 第 １ 号 農地法第４条の規定による届出の受理について
- 第 ２ 号 農地法第５条の規定による届出の受理について
- 第 ３ 号 非農地証明について
- 第 ４ 号 非農地判断について

その他

出席委員

１ 番	柏木 健二	４ 番	宮脇 和幸	５ 番	横段 登	６ 番	高本 光之
７ 番	立花 達也	８ 番	水場 光輝	９ 番	今井 満	１０ 番	亀山 博司
１１ 番	秋光 貴志	１２ 番	大道 正孝	１３ 番	長迫 秀	１４ 番	新田 隆次
１６ 番	棕開地 省二	１７ 番	本末 満	１８ 番	石田 尚則	１９ 番	北村 正次

欠席委員

２ 番 田中 慎二 ３ 番 谷 新子

推進委員

高橋 靖之 佐伯 健二 藤本 隼人

事務局

沖元事務局長 倉中事務局次長 庭月野主査 藤並主任 根本主事

(午後4時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、5番 横段委員、6番 高本委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、2番 田中委員、3番 谷委員からでています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字滝ノ久保〇〇〇〇番〇ほか13筆、地目は田、面積は2,172㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は譲受人の要望により売却するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けるものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇 です。申請地は国道375号沿いで、30年豪雨災害時に壊れた橋の下にある田です。譲渡人は、広島市から帰って管理していたが困難となった。譲受人は、高齢ではあるが近くに住む家族の応援を受けて野菜栽培を行うものです。元が田なので水も十分あり問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：6番 高本 です。農地を守っていただけることはありがたいことですが、2000㎡以上の土地で野菜づくりは大変です。連作対応として広い土地を活用しているのかもしれませんが、荒らさないよう頑張って欲しい。

議長：そのほかご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広町字小迫〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び山林、面積は1,739㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、裁判所の調停により申請地を売却するもので、譲受人は、同調停により申請地を購入しコーヒを継続して栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇 です。申請地は、石内のバス停から野呂山方向に600m程の場所にあります。コーヒ栽培がされており、2021年7月に大々的な記念植樹が行われました。今年の1月寒波に見舞われ多くの木が枯れ現在は、約80本が芽を出している状況です。ビニールハウスは3棟ありますが1棟のみの管理となっている。暖房設備が不十分であった事の反省を踏まえ改善が望まれます。本件は、呉市の補助やクラウドファンディングなど支援も受けた事業ですので、頑張って成功して欲しいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、仁方本町1丁目甲〇〇〇番、地目は畑、面積は合計で211㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため贈与するもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇 です。申請地は、仁方市民センターから北に400mの住宅地山側の農地です。譲受人は、同地区で墓地や畑の管理をされている方で、草刈りなどを行い、栗を植える予定とのことです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮前〇〇〇〇番ほか１筆、地目は田及び畑、面積は合計で２９９㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：１０番 亀山 です。申請地は、安浦町から安芸津町へ抜ける集落にあります。写真のトタン屋根の家を譲受人が求められており、今回、畑を取得し新規就農を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、安浦町大字下垣内字原手〇〇〇番〇ほか４筆、地目は田及び畑、面積は合計で１，８４５㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻及び野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：１０番 亀山 です。申請地は、安浦町から中黒瀬方面に向かう途中で豪雨災害のあった下垣内地域にあります。以前は、譲渡人のご両親が非常にきれいな管理をされていた農地ですが、娘さんは遠方にお住いで、耕作が出来ず荒れ始めました。譲受人は、近所に住んでおり管理はできると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊浜町大字豊島字蟹田〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、合計面積は1,312㎡で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難になったため贈与するもので、譲受人は、申請地を自分が相続したものと思い、かんきつ栽培を開始し、相続時の農地誤認が分かった後も譲渡人の了解を得て、栽培を継続しており今回、相続権の回復を行うものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地は豊島大橋を渡って100m程の場所にあります。譲渡人と譲受人は姉弟の間柄です。相続の際、字名を間違えたことに気付かず登記され、現在に至っています。特に問題は無いように思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、豊町久比字万徳〇〇〇〇番、地目は畑、面積は75㎡で農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、墓地及び駐車場として利用するための転用です。規模等につきましては、墓を1基設置し、残地を駐車場として使用するものです。墓地・埋葬等に関する法律の規定による許可が必要となりますが、保健所に許可申請書が提出され、審査中とのことです。その他の法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域については、本日付で農振除外の公告が出されています。本件については、墓地・埋葬等に関する法律の規定による許可にあわせて許可することになります。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地は、久比のAコープから山側に直線で200mの場所にあり申請人の自宅の近くに位置します。分散した墓石を集約するためのもので、高齢で家の近くに墓をと考えることは理解できます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、墓地、埋葬等に関する法律の許可に合わせて許可すると決定します。

議 長：次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、地目は田、面積は785㎡の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、令和4年2月28日付けで農地法第4条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を令和5年3月31日まで延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光パネルの納期に遅延が発生しており、そのため工事期間を令和5年9月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,289㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場及び公衆用道路とするため、売買するものです。しかしながら、以前から資材置場及び公衆用道路として利用されていたため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本 です。申請地は、音戸町の水産試験場に向かう道沿いで、すぐ裏は山に面しています。かなり前から倉庫は建てられていました。これを元の状態に戻すのは、難しい

と思います。仕方がないのではないのでしょうか。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します

議 長：次に2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字下垣内字原手〇〇〇番〇、地目は田、面積は756㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟及び駐車場2台として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山 です。申請地は、先程の3条許可申請の5番と同じ地区にあります。申請人は、災害があった地域にお住まいで危険を感じておられ、こちらに住居したいとの事でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：私から一つ、755㎡とかなり広いですが、転用の面積要件をクリアしていますか。

事 務 局：転用の基準はありますが、申請地は、細長く使い勝手などを考慮し、妥当と思います。

議 長：この他、何かありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようでしたら、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、3番の申請地は、下蒲刈町下島字上明神〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、合計面積は299㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接するお寺の駐車場として利用するため、贈与されるものです。規模等は、駐車場6区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：１４番 棕開地です。申請地は，下蒲刈町下島集落の奥に位置し，自動車が通るのがやっ
とで，軽トラが離合することが難しい状況です。お寺に駐車場が無く，今までどうしていた
のかと思います。土地の寄付を受け，駐車場を確保する。転用は仕方ないと思います。ご審
議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：次に，議案第３４号「農地法第５条の規定による許可の取消願について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は，苗代町東垣内〇〇〇〇番地ほか１筆，地目は田，面積は合計１，８３９㎡の
第２種農地です。申請地は，令和５年２月総会において太陽光発電設備用地として利用す
るため，許可されたものですが，豪雨による浸水被害を受ける可能性が高い土地であるこ
とが判明したため，取消願が提出されたものです。なお，土地の所有権移転登記は，行わ
れていません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：４番 宮脇 です。写真の奥側には，二河川があります。以前，この河川が増水し，田
に大量の水が流れ込んできました。このことを知った申請人が計画を諦めたものです。ご
審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，取消と決定します。

議 長：次に議案第３５号「農地法第５条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を
議題とします。１番から３番までは，申請人が同一ですので，一括して事務局の説明をお
願います。

事 務 局：先ほどの議案第３２号と同様の案件ですが，１番の安浦町大字女子畑字前垣内〇〇〇〇
番〇ほか２筆，２番の安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番〇ほか１筆，３番の安浦町大字

女子畑字堂之畝〇〇〇番，地目はすべて田，面積は合計で3，111㎡の農地については，太陽光発電施設に転用する内容で，令和4年2月28日付けで農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており，その後，工事期間を令和5年3月31日まで延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては，太陽光パネルの納期に遅延が発生しており，そのため工事期間を令和5年9月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，承認と決定します。

議 長：次に議案第36号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。1番につき，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は，「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので，相続人が税務署に申告し，その農地を引き続き耕作する場合，この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので，市街化区域内の農地については，相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより，猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては，平成17年4月1日以降の相続については，3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため，これに添付する書類として，農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため，今回証明申請したものです。1番の申請地は，広古新開5丁目〇〇番，地目は田，面積は397.52㎡の第3種農地です。平成28年10月19日に相続により農地を取得したもので，畑として適切に管理されています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇 です。申請地は，呉商業高校の北の住宅地内にあります。野菜やかんきつなどが栽培されていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，証明と決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この１か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第４条の規定による届出が１件、農地法第５条の規定による届出が１０件ございましたので、報告します。続きまして、この１か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について３件を証明し、非農地判断について３５件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議 場：なし。

議 長：事務局から何か説明事項はありませんか。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし

議 長：それでは、今限りで、退任される委員の皆様より、ひと言ご挨拶を頂きたいと思います。順に指名しますので、よろしくお願いします。

１３番 長迫 秀 委員。平成２０年に就任され、１５年間の在職期間です。

長 迫 委 員：１５年間お世話になりました。農業委員の選出も最初は選挙制。次に推薦制。そして推進委員制度導入。３度の改正を経験しました。体調が悪いので変わらせていただきます。

議 長：続きまして、１６番 棕開地 省二 委員。平成２年に就任され、３３年間の在職期間です。

棕 開 地 委 員：市町合併前から長いこと農業委員をさせて頂きました。最近、色々な場面で「昔は」が口から出るようになり、そろそろ若い者に後を託す時期であると考えていました。長い間お世話になりました。

議 長：続きまして、１７番 本末 満 委員。平成２９年に就任され、６年間の在職期間です。

本 末 委 員：６年間（２期）長いようで短くも感じます。農業をしたいが、農地を借りるのも下限面積要件があり、簡単には農地が借りることが出来ないとの話を聞き、何とかしたいとの思いで農業委員になった。１期目に呉市内１反で統一する改革を行い、２期目は、大崎上島と下島の航路存続への働きかけを行いました。視察など色々な体験もさせて頂きました。

議 長：続きまして、推進委員 佐伯 健二 委員。令和２年に就任され、３年間の在職期間です。
佐伯推進委員：わずか３年間でしたが、お世話になりました。コロナ感染もありまして、規制のある中で
思うような活動が出来ませんでした。新しい委員には、地域農業のため頑張って頂きたい。

議 長：今回は、出席されていませんが、推進委員 平原 務 委員と推進委員 惣引 和幸 委
員。令和２年に就任され、３年間の在職期間です。以上６名の委員の皆様、大変お世話に
なりました。

議 長：以上で、令和５年第７回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議、誠にありがと
うございました。この委員での総会は今回で最後となり、明日以降は新たな農業委員、農
業委員会での活動となります。これまでご協力ありがとうございました。

（午後４時４０分）

以上は、令和５年第７回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 ５ 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員